

毎週月、水、金曜日発行

# 富 山 県 報

平成29年12月15日

金 曜 日

号 外

## 目 次

### 人事委員会規則

- 県職員及び県費負担教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則 1
- 県職員及び県費負担教職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則 2
- 県職員及び県費負担教職員の大学院等派遣研修費用の償還に関する規則の一部を改正する規則

## 規 則

県職員及び県費負担教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

平成29年12月15日

富山県人事委員会

委員長 久 保 精 一 郎

### 富山県人事委員会規則第572号

県職員及び県費負担教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則

県職員及び県費負担教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（昭和26年富山県人事委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第9条の2第3項第2号中「第8条第3項」を「第8条第1項第5号」に改める。

第13条第2項第2号中「前項第11号」の次に「、第14号」を加える。

### 附 則

この規則中第13条第2項第2号の改正規定は平成30年1月1日から、第9条の2第3項第2号の改正規定は同年4月1日から施行する。

（人委・職員課）

県職員及び県費負担教職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

平成29年12月15日

富山県人事委員会

委員長 久保 精一郎

### 富山県人事委員会規則第573号

県職員及び県費負担教職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

県職員及び県費負担教職員の育児休業等に関する規則（平成4年富山県人事委員会規則第48号）の一部を次のように改正する。

第3条の2に次の1項を加える。

2 前項の規定は、育児休業条例第2条の4第2号の人事委員会規則で定める場合について準用する。この場合において、同項中「1歳到達日」とあるのは、「1歳6か月到達日」と読み替えるものとする。

第4条第2項中「掲げる場合」の次に「又は育児休業条例第2条の4の規定に該当する場合」を加える。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(人委・職員課)

県職員及び県費負担教職員の大学院等派遣研修費用の償還に関する規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

平成29年12月15日

富山県人事委員会

委員長 久保 精一郎

### 富山県人事委員会規則第574号

県職員及び県費負担教職員の大学院等派遣研修費用の償還に関する規則の一部を改正する規則

---

県職員及び県費負担教職員の大学院等派遣研修費用の償還に関する規則（平成19年富山県人事委員会規則第 313号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 4 号中「第 8 条第 3 項」を「第 8 条第 1 項第 5 号」に改める。

**附 則**

この規則は、平成30年 4 月 1 日から施行する。

（人委・職員課）

---

